

主な指摘事項【看護小規模多機能型居宅介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・従業者の員数について、実際の内容ととの間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。	1件
運営	居宅サービス計画の 作成	・一部の利用者の居宅サービス計画において、提供する指定居宅サービスの内容が記載されていないものがあつたため、漏れなく記載すること。	1件
運営	看護小規模多機能型 居宅介護計画及び看護 小規模多機能型居 宅介護報告書の作成	・指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき行うものとされているところ、居宅サービス計画のみを作成しサービスの提供を行っているため、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで作成すること。 なお、看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る計画については、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものと し、その記載については、介護支援専門員は看護師等と密接な連携を図ること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室あてに変更届を提出すること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割、2割のみのため、3割についても記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。	1件
介護給付費の算定 及び取扱い	総合マネジメント体制 強化加算(Ⅰ)	・利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行う必要があるが、当該計画を作成していないため、見直しも行っていない。過去5年間の当該加算の状況について自主精査し、過誤調整等必要な措置を講じること。	1件

計5件